

御代田町高齢者祝賀事業

9月の敬老の日に合わせて100歳の方へは小園町長が、88歳の方へは保健福祉課職員が長寿のお祝いを込めて敬老給付金をお届けしました。
※本人およびご家族から掲載の了解を得た方をご紹介します。

祝
100歳
1名



祝百寿
茂木ちとよさん(左)とご家族(面替)

今年度100歳を迎えられる茂木さんには、町からの敬老給付金に加え、内閣総理大臣および長野県知事からの表彰状、銀杯を携え、お祝いに伺いました。
大正、昭和、平成、そして令和という4つの時代を生き抜いてきた方の力強さを感じました。



祝
88歳
82名

敬老訪問では、大切な家族のこと、日々の暮らしぶりなどを、短い時間ではありますが、ご本人やご家族とお話しさせていただきました。その方が過ごしてきた時間や歴史がひしひしと感じられ、厳しい時代を生き抜いてきた皆さまに改めて敬意と感謝を表す機会となりました。
お元気な方がとても多く、普段から畑仕事や庭の草取りをされたり、町の介護予防教室や地区サロンに出かけ、いろんな方と関わることを楽しみにされているというお話が多く聞かれました。

11月5日からスタート!

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!
マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場合、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

問い合わせ先 町民課住民係(32)3114

Q 旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの?

A 住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続きは2段階!

ステップ1

旧姓が記載された戸籍謄本などを用意してください。

ステップ2

用意した戸籍謄本などと一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、住所登録している市区町村で手続きしてください。

要介護認定1〜5の認定を受けている65歳以上の皆さまとご家族へ

障害者控除対象者認定を存じですか。

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、基準に該当する方については税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除が受けられます。
控除を受けるには、申請の上「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

◆認定基準

状態により次のとおり2つの区分に分けられ、控除額が異なります。

【障がい者】

● 認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1

【特別障がい者】

● 認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方
※認知度および自立度のランクは介護保険主治医意見書および認定調査票の双方を確認し、差異がある

◆申請方法

① 昨年度までにすでに認定を受けている方

認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です。ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。

② まだ認定を受けていない方
障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、◆認定基準に該当するか確認いたします。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申請問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31)2512



祝米寿
内堀凱歌丸さん(塩野)



祝米寿
荻原貞子さん(豊昇)



祝米寿
大井まさ子さん(豊昇)



祝米寿
森秀夫さん(西軽井沢)

すますのご健康・ご長寿を心よりお祈りいたします。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31)2512